

小布施町ふるさと応援寄附金事業にかかる事
務業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

小布施町

1 目的

この要領は、小布施町が小布施町ふるさと応援寄附金事業に関する事務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定めるものである。

事業者の選定については、複数のポータルサイトにおける寄附受付に係る業務、返礼品事業者との調整業務などについて、民間事業者の持つスキームやノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な事業運営を行うことを目的として、プロポーザル方式（※）により行うものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するもの。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称
小布施町ふるさと応援寄附金事業にかかる事務業務委託
- (2) 主催者
小布施町
- (3) 担当部署
小布施町企画財政課

3 業務の概要

- (1) 業務名称
小布施町ふるさと応援寄附金事業にかかる事務業務委託
- (2) 業務内容
別紙「小布施町ふるさと応援寄附金事業にかかる事務業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 限度額 業務委託料
 - ア 寄附額が 4 億円以下の場合
寄附額の 1 %
 - イ 寄附額が 4 億円を超え 6 億円以下の場合
アに 4 億円を超えた寄附額に 3 % を乗じた金額を加算した額
 - ウ 寄附額が 6 億円を超える場合
イに 6 億円を超えた寄附額に 5 % を乗じた金額を加算した額

※上記寄付額には、現地決済システム、GCF、企業版ふるさと納税によって寄付された額を含まないものとする。

※上記委託料には消費税を含まないものとする。

4 参加資格

次に掲げる条件を令和7年4月1日時点で、全て満たしている事業者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (6) 国又は地方公共団体及び本町から、本社又は営業所等が指名停止を受けていないこと。なおかつ、地方公共団体との間で、係争中の訴訟、調停その他の法的手続を有していないこと。
- (7) ふるさと応援寄付金事業にかかる業務の委託実績等があること。
- (8) 長野県内に、本社、支社又は営業所等があるもしくは、小布施町役場に人材を派遣することが可能であること。なお、人材の派遣については確定後別途取り決めを行うものとする。
- (9) その他法令に違反していないこと又は違反のおそれがないこと。

5 プロポーザル参加方法

- (1) 提出書類及び作成要領
 - ア 参加申込書（様式2）
 - イ 企画提案書届出書（様式3）
 - ウ 事務実施体制（様式4）
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - ・表紙には「小布施町ふるさと応援寄付金事業にかかる事務業務企画提案書」と記入する。
 - ・次の内容を含めた提案書とすること。
 - (ア) 業務実施方針（コンセプト）
 - (イ) 業務の進め方
 - (ウ) 業務内容
 - (エ) その他（寄附額増加のための独自企画、アイデア、PRポイント等）
 - ・作成にあたっては「(2) 企画提案書等の留意事項」にも十分留意すること。
 - (オ) 直近3年分の決算書
 - (カ) 見積書（任意様式）

- ・見積金額は令和8年度予算ベース想定寄附額（当初予算案額）をベースに算出すること。
- ・算出基礎となる寄附歩合額を明記すること。
- ・寄附受付ポータルサイトに応じて異なる割合とする場合は、その内容について記載すること。（記載例：○○サイトからの寄附4%、△△サイトからの寄附3%）
- ・寄附歩合額以外の固定費がある場合は、その積算内容等を明示すること。
- ・その他実費請求となるものがある場合、その旨を明示すること。
- ・見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

※令和8年度における想定寄附額（当初予算案額）

令和8年4月1日～令和9年3月31日 寄附金額 750,000,000円

※直近の寄附状況等（参考）

期 間	件 数	寄付金額
令和3年4月～令和4年3月	55,579件	753,740,000円
令和4年4月～令和5年3月	64,495件	831,161,000円
令和5年4月～令和6年3月	69,713件	869,887,000円
令和6年4月～令和7年3月	61,772件	750,335,013円

(キ) 上記書類の電子データ一式

(2) に記載のある提出方法で提出すること。

(2) 企画提案書等の留意事項

ア 提出書類の企画はA4サイズ・片とじ・横書きとする。（両面印刷可）

イ 企画提案書は本町のふるさと応援寄附金にかかる事務業務委託仕様書との整合を十分に図り、小布施町の現状や課題を踏まえどのような支援ができるか等について、PRしたいポイントや提案趣旨を明確にするとともに、以下の項目を含め具体的に記載すること。

- ・運用開始日（令和8年4月1日）までの導入スケジュールについて
- ・個人情報保護のための対策とその運用方法について
- ・寄附者からの問合せ対応への体制について
- ・返礼品提供事業者との連携体制について
- ・返礼品の管理体制及び配送遅滞や品質等にかかるトラブルへの対応について
- ・その他独自提案・自社の優位性について
- ・本町の魅力発信や寄附金増加に係るPRの手法等
- ・事務にかかる経費削減のための提案等
- ・新たな返礼品の開発にかかる提案等
- ・新たな寄附者の獲得にかかる提案等
- ・その他、寄附受付事務の効率や効果を高めるための方策等

ウ (1) 提出書類及び作成要領エのページ数は20ページ以内とすること。（表紙はペ

ージ数に含めない。)

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すとともに虚偽の記載をした事業者について指名停止を行う場合がある。

オ 企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する場合があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。

カ 提出部数は(1)提出書類及び作成要領アについては1部、イ、ウ及び任意の提案書、決算書、見積書については13部とすること。

(3) 提出方法等

- ・提出期間及び期限

「11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

- ・提出先

「13 問い合わせ・書類提出先」に記載

- ・提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式1）により11に記載のある提出期限までに電子メール等により提出すること。なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※電子メール送信後に、電話による受信確認を必ず行うこと。

(2) 受付期間

「11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載のとおり。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて小布施町ホームページ上で回答を記載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

7 契約予定者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

(1) 本プロポーザルでは、小布施町ふるさと応援寄附金事業にかかる事務業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。

(2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、事前書類審査、委員会委員へのプレゼンテーションを行い、小布施町が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続

きをする。

(3) 提案事業者が複数あった場合のみ、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の 70%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。

(4) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。

(5) 実施方法については、以下のとおりとする。

ア 実施方法

- ・プレゼンテーション 20 分以内
- ・質疑応答 10 分以内

イ その他

- ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布は認めないものとする。
- ・説明は事前の提出書類に基づき、紙ベースでの説明とする。
- ・審査結果は、後日、全ての参加者に通知する。

8 審査基準

別紙「審査基準」に記載のとおり

9 選定結果の通知

選定結果については、郵送にて提案者全員へ通知するとともに、本町ホームページにて公開する。なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

10 業務委託契約

契約予定者と調整を行い、内容について合意の上、随意契約により契約を締結する。

11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル募集開始	令和 7 年 8 月 25 日 (月) ※町ホームページに掲載及び町掲示板に掲出
質問書受付期間	令和 7 年 8 月 25 日 (月)～令和 7 年 9 月 11 日 (木)
質問回答日	期間中随時
参加申込書提出期間	令和 7 年 8 月 27 日 (水)～令和 7 年 9 月 11 日 (木)
参加承認通知等	令和 7 年 9 月 10 日 (水)までに随時
企画提案書等提出期限	令和 7 年 9 月 19 日 (金) 17 時※必着
書類審査	令和 7 年 9 月 26 日 (金)

プレゼンテーション実施及び評価・選考	令和7年9月下旬 ※詳細は後日通知
選考結果通知	令和7年10月上旬 ※郵送による通知（町ホームページにも掲載）
業務委託契約締結	令和8年4月1日（火）

12 その他

- (1) 本プロポーザルは令和8年度契約の準備行為であり、本業務における契約締結は予算の議決承認がなされることを条件とし、令和8年4月1日とする。
- (2) 企画提案書などの作成経費や旅費等の必要経費等、本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提案は1提案事業者について1提案のみ受け付けるものとする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 審査の過程や参加者ごとの評価については公表しない。
- (6) 業務の実施については、担当部局と打合せを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの内容とはならない。
- (7) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。また、提出した書類に虚偽や偽造があった場合は失格とする。
- (8) 提出された書類は、審査目的以外の使用は認めない。
- (9) 提出された書類は、視差の範囲内で複製することができる。
- (10) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (11) 本提案書への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- (12) 審査結果に対する異議は一切認めない。

13 問い合わせ・書類提出先

〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2

小布施町企画財政課

電話：026-214-9102

ファクシミリ：026-247-3113

電子メール：kikaku@town.obuse.nagano.jp